

豊前市最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊前市が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格を設定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する対象工事は、競争入札に付した建設工事とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、次の計算式により算定するものとする。（算出された価格の千円未満は切捨てるものとする。）

（直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費等×68%）×1.1で算出される額。ただし、最低制限価格が予定価格の75%相当額を下回る場合は75%相当額、予定価格の92%を上回る場合は92%相当額が最低制限価格とする。

(最低制限価格の周知)

第4条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し、最低制限価格が設定されていることを周知する。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による入札者が居る場合は、当該入札者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(不調時の措置)

第6条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札者がいないときは、改めて競争入札（随意契約を含む。）に付する。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格を設定することが必要でないと認めるときは、これを設定しないことができる。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格は、落札者が決定後、速やかに公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則
この告示は、令和4年4月1日から施行する。